

当社の核セキュリティに係る 主な取組みについて

2026年3月16日
九州電力株式会社

- ◆ 当社は、脅威者による妨害破壊行為の発生を未然に防止し、原子力発電所の安全安定運転を継続させるため、核物質防護に係る法令遵守及び核セキュリティ文化醸成活動に加え、核セキュリティ対策の更なる強化や改善活動の充実に向けて継続的に取り組んでいます。
- ◆ 今回の委員会では、2025年7月26日玄海原子力発電所周辺上空における飛行中の機体が発する3つの光を確認した事案及びその対応状況についてご説明します。

<ご留意いただきたい事項>

核セキュリティに関する秘密については限られた者に限定することが必要であり、本会議の場でも公開できる範囲で説明・議論をさせていただきます。

- 1 事象概要
- 2 当社の対応状況について
- 3 今後の対応内容について
- 4 小型無人機等飛行禁止法改正の動向について

- 2025年7月26日(土)21時頃、玄海原子力発電所周辺上空において、飛行中の機体が発する3つの光を、発電所正門の警備にあっていた警備員が確認しました。
- 当社は警備当局と速やかに連携し、監視を継続するとともに、核物質防護上の「情報収集事態相当事案」と判断し、原子力規制庁及び関係自治体へ通報連絡を行いました。
- その後、発電所構内全域にわたり、落下物、不審物等がないことを確認し、翌27日(日)0時30分頃には、異常のないことを確認*しました。
その後も警備員による上空監視の強化を継続しました。
* 明朝明るくなってからも、再度、運転員及び警備員の巡視による搜索を行い、落下物や不審物がないことを改めて確認。
- 本事案に伴う発電所設備への影響がないことを確認しており、発電所の安全性に問題はありませんでした。
- なお、通報連絡後は警備当局が実施する事実確認に対し、必要な協力を行っているところです。
- 当社は、引き続き、発電所を安全に運転していくために、核物質防護について、緊張感を持って適切に対応を継続してまいります。

＜運用面＞

○通報連絡の改善

今回の核物質防護事案の一連の対応結果を踏まえ、同様の事象が発生した場合に、情報の正確性や即時性を確保しながら、より確実に通報連絡対応を行えるようにするための改善に向け、関係機関への通報連絡に係る課題を抽出し、検討方針をまとめました。

今後、通報連絡に関する課題の改善結果については、訓練等を通じて、その実効性を検証し、継続的に改善していきます。

【通報連絡に係る課題と検討方針】

課題	検討方針
①第1報通報までの即時性の改善	<ul style="list-style-type: none"> 警備員による事案の認知から第1報通報までの対応手順、対応者、役割を整理する。 整理結果を踏まえた対応目安時間を設定する。
②事案認知後の判断に関する改善	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護事案該当の判断基準を明確化する。
③情報の正確性の改善	<ul style="list-style-type: none"> 通報連絡様式の「補足情報」欄を活用し、確定情報か不確定情報かの正確性を確保する。
④国との情報連携に係る改善	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護事案と判断する前の段階における前広な国（原子力規制庁）等の関係機関への情報提供、協議に関するルールを整理する。
⑤体制の拡充に係る改善	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護事案と判断する前の段階における通報関係者に係る体制、役割分担に関するルールを整理する。
⑥通報連絡手順の改善	<ul style="list-style-type: none"> 国及び関係自治体に対して同時並行的に通報連絡を実施するための体制を検討し、対応要員の役割を明確化する。
⑦対外的な公表の在り方に関する検証、改善	<ul style="list-style-type: none"> 国等の関係機関への通報連絡後の対外的な公表の在り方に関して、核物質防護事案の詳細に関する公表内容や公表タイミングについて協議を実施する。

<運用面(つづき)>

○ 飛行体等飛来時の撮影方針

飛行体等の不審な光を確認した際には、デジタルカメラ(スマートフォン含む)を用いて静止画や動画が撮影できるよう、カメラ撮影の運用を明確にしました。

○ 所内周知と監視強化

発電所員及び協力会社社員に対して、事案内容や不審物発見時の対応方法を改めて周知するとともに、継続して監視を強化しています。

<設備面>

○ 監視機材の拡充

検知能力の更なる向上(視認性の向上)を目的とした監視機材を整備しました。

- ・ 双眼鏡及び暗視スコープの配備拡充
- ・ 投光器を新規配備

- ドローン等の小型無人機による発電所施設への攻撃を防止するためには、早期に検知することが重要であるため、国などの関係機関と協議しながら、事業者としてもドローン検知装置の導入に向けた検討を継続します。
- ジャミング装置等によるドローン対処に係る方策については、関係機関と役割分担等について協議しながら、事業者として何ができるかという観点で、引き続き検討します。

- 近年、技術の進展に伴い、ドローンは、映像伝送距離、飛行速度、最大積載重量等の性能が飛躍的に向上するとともに、社会的に広く普及しており、災害対応や行方不明者の捜索をはじめ、各種警察活動においても、その利活用が図られています。
- 一方で、こうした有用なドローンを用いたテロ事案等が諸外国で現に発生しており、我が国においても、テロリスト等によるドローンを悪用した重大事案の発生が懸念されています。このような状況を踏まえ、ドローンによる重要施設等に対する危険の未然防止に万全を期するため、「小型無人機等飛行禁止法」の見直しも含めた、技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策について、専門家による警察庁主催の検討会（違法なドローン飛行対策に関する検討会）が開催され、報告書がとりまとめられています。
- 開催日（計：3回）
 - ・1回目 2025年10月 7日
 - ・2回目 2025年11月14日
 - ・3回目 2025年12月18日
- 具体的な議論内容や報告書については、警察庁HPより確認が可能です。

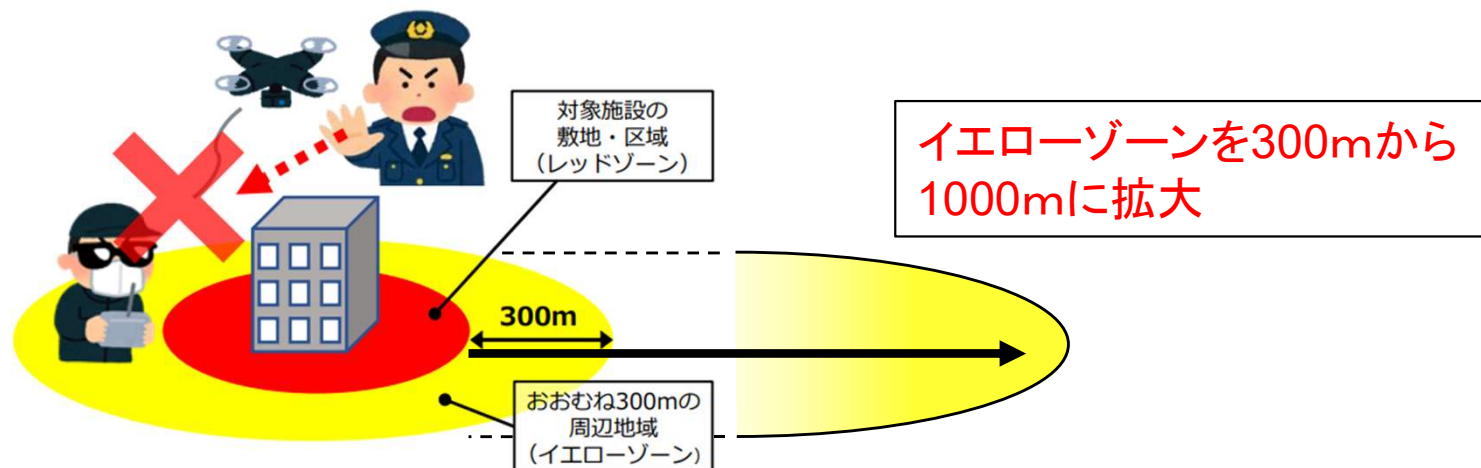
次頁で報告書内容のうち原子力発電所に係る内容を説明いたします。

○ 報告書内容の抜粋(原子力発電所に係るものを抜粋)

・危険なドローン飛行への対策について、論点ごとに対策の方向性が 報告書にまとめられました。

➤ イエローゾーンの範囲拡大及び上空飛行の直罰化

- ・ドローンの飛行速度を踏まえ、対処に必要な時間的猶予を確保する観点から「おおむね1000メートル」に拡大(現状、「おおむね300メートル」)
- ・ドローンによるイエローゾーンの上空からの対象施設に対する直接的な攻撃の可能性を踏まえ、抑止を図るために直罰化



➤ 警察と施設管理者等との連携

- ・違法なドローン飛行への対処のために 警察官が実施可能な措置に「対象施設管理者等に必要な措置をとることを命ずること」が含まれる旨を明確化
- ・迅速・的確・効果的な対処を行うための役割分担を整理

○ 警察庁において、本報告書を踏まえ、関係省庁と連携しながら、小型無人機等飛行禁止法の改正を含めた検討が進められ、当社も改正内容に応じて実施すべき対策を講じていきます。